

消化管造影検査における血管造影剤の代替使用について

医療の内容	経口造影剤（ガストログラフィン経口・注腸用）の出荷制限に伴う血管造影剤（オムニパーク注）の代替使用
概要	現在、消化管造影検査で使用するガストログラフィン経口・注腸用が供給不足で入手が困難な状況になっています。国内では、ガストログラフィン経口・注腸用は唯一内服投与が認められているヨード造影剤ですので、欠品となってしまうと検査が実施できなくなります。 オムニパーク注は、国内では血管内投与しか認められていませんが、海外では内服や注腸が認められています。また、国内でも小児に対しては内服・注腸で使用した際も特別に保険診療が認められています。 国内外で、消化管造影への使用実績があり、有用性や安全性について報告されていますので、当院では、ガストログラフィン経口・注腸用が欠品になった際にはオムニパーク注を使用させていただきます。
投与場所	透視室
予想される 不利益と対策	ヨード系造影剤に対する過敏反応（かゆみ、じん麻疹、呼吸困難、ショック等）、経口・注腸後の副作用として下痢、悪心、嘔吐、腹痛等の消化器症状が生じる可能性があります。検査後は患者さまの状態を慎重に観察し、症状が認められた場合には、適切な処置を行います。 国内における消化管投与の承認適応を有しない適応外使用であるため、副作用救済制度の対象外となる可能性があります。 また、使用量によっては従来のガストログラフィンよりも費用が増す可能性があります。
対象期間	臨床倫理委員会承認後からガストログラフィンの安定供給が再開されるまでの期間